

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則について

1 改正概要

国において、令和6年5月25日に宅地建物取引業者の免許等の申請のオンライン化がなされ、また令和7年4月1日から免許申請等に係る書類の閲覧制度についてもデジタル化されることで、地方整備局及び都道府県の事務の合理化が図られた。そこで、県においても事務の合理化により宅地建物取引業者の負担を軽減する観点から、免許申請等の添付書類として県が独自に求めている書類について見直しを行うとともに、その他法令の改正に伴う条項ずれの対応等、所要の規定整理等を行う。

2 改正内容

(1) 事務の合理化のための改正

ア 専任の宅地建物取引士の写真（第1条第2号関係）

免許申請書の閲覧を通じて、一般消費者等に周知させるとともに、名義の貸し借りを間接的に防止することを目的として添付を求めているが、令和7年4月から専任の宅地建物取引士の名前は閲覧の対象から除外されることや、宅地建物取引士の登録内容を既にシステム上で確認することができることから、今後写真の添付は求めないこととする。

イ 印鑑登録証明書（第1条第3号関係）

必要に応じて徴している理由書等に宅地建物取引業者の実印を求めており、印影の照合のため印鑑登録証明書の添付を求めていたが、申請をオンラインで行う場合に、別途原本の提出が不要となることを踏まえ、宅地建物取引業者の押印を不要とすることから、今後は添付を求めないこととする。

(2) その他の改正

ア 住民票の写し又はこれに代わる書面（第1条第1号関係）

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が免許申請者のとき、その法定代理人が外国人である場合には当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めていたが、当該法定代理人が法人である場合も、その役員が外国人であるときは、当該役員が住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることとする。

イ 法令改正に伴う条項ずれ及び押印廃止による様式の規定整理

3 施行期日

令和7年4月1日